

山梨県公報

第二千二百七十八号

平成二十四年

十一月十九日

月 曜 日

目次

告示

建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等……………六六五

道路の供用開始……………六六六

公告

土地改良区役員の退任及び就任……………六六六

建築士法に基づく二級建築士免許の取消し……………六六七

告示

山梨県告示第四百十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)(第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定に基づき、県が発注する建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託、土木施設(道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。以下同じ。)(の管理業務委託に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。))に参加する者に必要な資格等を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用し、建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十二年山梨県告示第二百九十三号)は廃止する。
平成二十四年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加できない。

1 令第六百六十七條の四第一項(令第六百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)(の規定に該当する者

2 令第六百六十七條の四第二項(令第六百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)(の規定により競争入札に参加させないこととされている者

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は法人であつてそ

の役員が暴力団員であるもの
二 建設工事の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格
次の各号のいずれにも該当すること。

1 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三條の規定による許可を受けていること。

2 競争入札に参加しようとする建設工事について、審査基準日(当該建設工事に係る競争入札参加の資格審査受付の日の直前の七月一日をいう。以下同じ。)(の直前に終了する事業年度を対象とした法第二十七條の二十三の規定による審査(以下「経営事項審査」という。)(の申請がなされ、当該受付の日までに総合評定値(P)の通知を受けていること。

3 審査基準日の直前の事業年度の終了の日までに、第一号の許可を受けてから一年以上建設業を営んでいること。ただし、知事が適当と認められた者については、この限りでない。

4 審査基準日の直前の事業年度の終了の日から遡って、三十六月になるまでの事業年度において、競争入札に参加しようとする建設工事と同一の種類の建設工事を、第一号の許可を受けてから完成させた実績があること。ただし、知事が適当と認められた者については、この限りでない。

三 建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当すること。ただし、知事が適当と認められた者を除き、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで引き続き一年以上営業していること、及び第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合には、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日から遡って三十六月になるまでの事業年度において、登録を受けている業務を完成させた実績(第二号及び第四号にあつては、それぞれの登録規程に基づく登録部門)の現況報告書の実績)があること。

1 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)(第五十五條第一項の規定により登録を受けていること。ただし、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで、登録を受けてから引き続き一年以上営業していること。

2 建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十七号)(第二條第一項の規定により登録を受けており、建設コンサルタント登録規程第七條第一項の現況報告書の写しを提出できること。

3 地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十八号)(第二條第一項の規定により登録を受けており、地質調査業者登録規程第七條第一項の現況報告書の

写しを提出できること。

4 補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定により登録を受けており、補償コンサルタント登録規程第七条第一項の現況報告書の写しを提出できること。

5 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定により一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで、登録を受けてから引き続き一年以上営業していること。

6 前各号に掲げるもののほか、当該競争入札に係る委託業務について、知事が適当と認める者であること。

四 土木施設の維持管理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格
次の各号のいずれかに該当すること。ただし、知事が適当と認めた者を除き、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで引き続き一年以上営業していること。

1 二の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者
2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）の資格審査に基づく物品等競争入札参加資格の営業種目の森林整備資格を有する者。ただし、土木施設のうち治山林道施設等の維持管理業務委託及び森林整備業務委託に限る。

3 前各号に掲げるもののほか、当該競争入札に係る業務委託について、知事が適当と認めた者であること。

五 競争入札参加の資格審査を申請する者は、別に定める入札参加資格審査申請要領に基づき申請すること。

山梨県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年十二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
-------	-----	---	---	----------	---------

県道	南アルプス 甲斐自転車 道線	南アルプス市浅原字明神島二九 九番地先から 南アルプス市浅原字明神島富士 川右岸堤防敷地先まで	五二五・三 平成二十四 年十一月二 〇日
----	----------------------	--	-------------------------------

公 告

● 土地改良区役員の内退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、二ヶ堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十四年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事長	城之内孝幸	都留市小形山六八一番地	平成二十四年四月二十二日
副理事長	小俣 光秀	古川渡五〇八番地	同
会 計	平井 政則	小形山五二四番地二	同
理 事	奥秋 憲三	小形山一七八一番地二	同
同	井上 一郎	小形山一七六八番地一	同
同	平井 邦子	小形山一七七〇番地	同
同	小林 安明	小形山一六四一番地	同
同	城之内里恵子	小形山六五二番地	同
同	佐藤 勉	小形山一九二番地二	同

同	同	同
監事	佐藤 登	同
同	天野 栄治	同
	同	川茂六二〇番地一
	同	小形山五一一番地
	同	川茂六一一番地
	同	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事長	平井 賢二	都留市小形山五三八番地	平成二十四年四月二十一日
副理事長	吉村 千秋	同 川茂八七番地	同
会計	小林 猛男	同 小形山一七七七番地一	同
理事	井上 武	同 小形山六七四番地	同
同	平井 幸造	同 小形山六三八番地	同
同	清水 浩義	同 小形山一八〇〇番地	同
同	清水 長男	同 小形山六〇五番地	同
同	清水 章	同 小形山一六三九番地	同
同	志村 茂	同 川茂二二七番地二	同
同	原田 和夫	同 小形山六二九番地	同
監事	井上 進	同 小形山六六三番地	同
同	平井 厚二	同 川茂九六番地	同

● 建築士法に基づく二級建築士免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九条第一項の規定により、二級建築士免

許を取消したので、同条第二項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 免許の取消しをした年月日 平成二十四年十一月十二日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名 名取真一

三 建築士の別及び登録番号 二級建築士 梨第三四七四号

四 免許の取消しの理由 建築士法第九条第一項第一号の規定による申請があつたため

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番